

発議第 1 号

新型コロナウイルス感染対策及び地域経済対策に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、新型コロナウイルス感染対策及び地域経済対策に関する意見書を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 2 6 日 提出

提出者 薩摩川内市議会
議会運営委員会
委員長 福 元 光 一

提 案 理 由

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、地球規模の景気後退に陥るとの懸念が強まる中、地域経済の停滞は深刻である。このような状態が今後も継続すれば、景気後退に陥りかねないところであり、この景気失速を回避するには、政府が即効性のある大胆な経済対策を図り、地域経済の回復に着目した地域振興策を重点に大規模な経済対策を迅速に行う必要がある。

については、関係行政庁に対し、新型コロナウイルス感染対策及び地域経済対策に関する意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

新型コロナウイルス感染対策及び地域経済対策に関する意見書（案）

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、多くの国々がその深刻な事態に対応するため積極的な対策に取り組んでいます。

我が国においても、日本経済と国民生活に極めて深刻な影響を与えており、その対策は喫緊の課題となっています。

とりわけ、地球規模の景気後退に陥るとの懸念が強まる中、地域経済の停滞は深刻で商工業、農林水産業等の中小零細企業はなすすべもありません。

このような状態が今後も継続すれば将来不安はますます広がり、景気後退に陥りかねないところです。

この景気失速を回避するには、政府が即効性のある大胆な経済対策を図り、地域経済の回復に着目した地域振興策を重点に大規模な経済対策を迅速に行う必要があります。

よって、国におかれては、次のとおり措置されるよう強く要望します。

記

- 1 マスクや消毒用アルコール等の物資を安定的かつ継続的に供給できる体制を早急に確立すること。
- 2 中小零細企業等への影響等の速やかな実態把握に努め、迅速な経営支援策・金融支援等の大規模な経済対策を講じること。
- 3 地方自治体、医療機関及び経済団体が行う各種対策に要する費用などに対し、十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 2 年 3 月 2 6 日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣